

羽生市地域防災計画

第5編 大規模事故等対策編

第5編 大規模事故等対策編

第1章 大規模事故対策

第1節 大規模火災対策

大規模火災が発生したときは、市民の生命、身体及び財産を守ることを第一に考え、迅速かつ的確な情報並びに対策を図る。

第1 応急対策

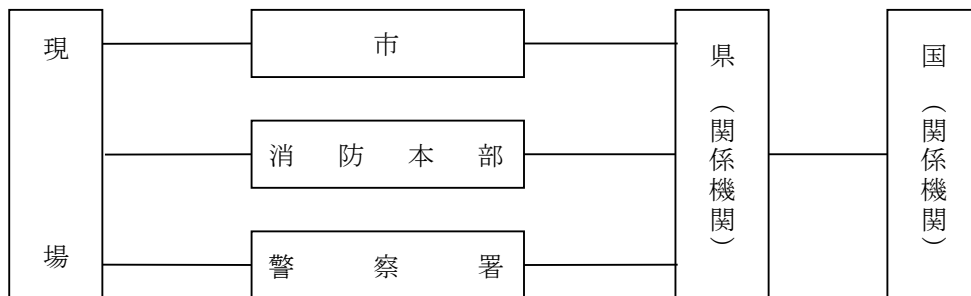
1 発災直後の情報の収集、連絡及び通信の確保

(1) 災害情報の収集連絡

① 連絡事項

火災の発生状況、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め把握できた範囲から県に連絡する。

② 連絡体制



③ 応急対策活動情報の連絡

県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し応急の必要性等も連絡する。

(2) 通信手段の確保

- ① 衛星通信ネットワーク
- ② 防災行政無線
- ③ 消防無線
- ④ その他の通信手段

消防本部
地域振興課

地域振興課

2 活動体制

市は速やかに職員の非常招集を行い被害情報の収集に努めるとともに、災害応急対策を検討し必要な措置を講じる。

また、災害対策本部を設置し、県に報告するとともに、各関係機関との連絡調整を図る。

消防本部

3 消火活動

消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに迅速に消火活動を行う。

また、必要に応じて近隣市に対し、消防相互応援協定等に基づき、応援要請を行うとともに消火活動の調整を行う指揮所を設置する。

地域振興課

4 緊急輸送活動

市は車両等により輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行う。

消防本部
警察署

5 避難対策

「震災対策編 第3章 第5節」を準用する。

まちづくり政策課
ライフライン事業者
施設管理者

6 施設・設備の応急復旧活動

所管する施設・設備の緊急点検を実施するとともに、ライフライン及び施設等の応急復旧を速やかに行う。

地域振興課
秘書広報課
社会福祉課

7 被害者等への的確な情報伝達活動

① 市は大規模火災の状況、医療体制、復旧状況などそれぞれの対策に関する情報を適切かつ迅速に提供する。

② 市は情報提供に当たっては、掲示板、広報紙、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行う。

また、高齢者、障がい者、外国人等といった要配慮者に対して十分に配慮するものとする。

③ 市は速やかに問い合わせに対応する窓口を設置する。

第2節 危険物等事故対策

市は、ガソリンなど石油類をはじめとした危険物、高圧ガス、火薬類による火災や爆発、毒物・劇物の漏えい・流出による被害、サリン等による人身被害の発生及び拡大を防止するため、関係機関と連携して保安体制の強化を図る。

また、危険物施設管理者と密接な連携を保ち、施設の適正な維持管理及び保安措置を講じるために保安教育並びに防火思想の啓発等の徹底を図り、災害の防止に努める。

第1 危険物災害応急対策

1 活動方針

施設管理者は、消防法により規制を受ける危険物施設に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、災害防止のための措置を講じるとともに、直ちに消防機関又は警察等に通報する。

通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに連携して災害防止の緊急措置を講じる。

2 応急措置

施設管理者は、現場の消防、警察、関係機関との連絡を密にし、次の措置を講じる。

- ① 危険物の流出及び拡散の防止
- ② 流出した危険物の除去、中和等
- ③ 災害を免れた貯蔵施設等の応急点検及び必要な応急措置
- ④ その他災害の発生又は拡大防止のための応急措置

第2 高圧ガス災害応急対策

1 活動方針

施設管理者は、高圧ガス保安法により規制をうける高圧ガス施設に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、二次的災害を起こすおそれがあることから、施設管理者は、作業を速やかに中止する。

あわせて、必要に応じガスを安全な場所に移すか又は放出させ、市民の安全を確保するため退避させる等の措置を講じるとともに、直ちに消防本部又は警察署等に通報する。

施設管理者
消防本部
地域振興課

施設管理者
消防本部
地域振興課

通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに連携して災害防止の緊急措置を講じる。

高圧ガス災害については、必要に応じ「埼玉県高圧ガス事故災害応急対策要領（平成17年3月17日知事決裁）」に基づき応急措置を実施するものとする。

2 応急措置

（1）施設等の管理者による応急措置

施設等の管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講じる。

- ① 製造作業を中止し、必要に応じ設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員以外は退避させる。
- ② 貯蔵所又は充てん容器が危険な状態になったときは、直ちに充てん容器を安全な場所に移す。
- ③ ①、②に掲げる措置を講じることができないときは、従業者又は必要に応じて付近の市民に退避するよう警告する。
- ④ 充てん容器が外傷又は火災を受けた場合には、充てんされている高圧ガスを安全な場所で廃棄し、又はその充てん容器とともに損害を他に及ぼすおそれのない水中に沈め、若しくは地中に埋める。

（2）知事による緊急措置命令

知事は、災害の防止又は公共の安全の維持のため、必要がある場合には高圧ガス保安法により緊急措置命令を発する。

（3）周辺住民への周知

市長は、知事が災害の防止又は公共の安全の維持のため必要がある場合に高圧ガス保安法により緊急措置命令を発したときは、周辺住民への周知等必要な措置を実施する。

第3 火薬類災害応急対策

施設管理者
消防本部
地域振興課

1 活動方針

火薬類取締法により規制を受ける火薬類施設に火災が発生し、又は危険な状態になった場合においては、その後において二次的大災害を起こすおそれがあることから、施設管理者は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、応急の措置を講ずるとともに、直ちに消防本部又は警察署等に通報する。

通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに連携して災害防止の緊急措置を講じる。

2 応急措置

施設の管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講じる。

- ① 保管又は貯蔵中の火薬類を安全地域に移す余裕がある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張人をつけて、関係者以外の者が近づくことを禁止する。
- ② 道路が危険であるか又は搬送の余裕がない場合は、火薬類を付近の水溝等の水中に沈める等安全な措置を講じる。
- ③ 搬出の余裕がない場合は、火薬庫にあっては、入口窓等を目張り等で完全に密閉し、木部には消火措置を講じ、爆発により災害を受けるおそれのある地域はすべて立入禁止の措置をとり、危険区域内の市民等を避難させるための措置を講じる。

第4 毒物・劇物災害応急対策

施設管理者
地域振興課

1 活動方針

施設管理者は、毒物・劇物取扱施設に係る災害が発生し、不特定、又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるとき、直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防本部に通報することとし、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じる。

また、通報を受けた者は直ちに関係機関に連絡すると同時に災害防止の緊急措置を講じる。

なお、特殊な災害に対処するために、特別の必要があると認められる場合には、消防庁長官の要請による緊急消防援助隊の特殊災害中隊(毒劇物等対応小隊)により、応急措置を講じる。

2 応急措置

施設管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講じる。

- ① 毒物・劇物の流出等の防止措置及び中和等の除外措置を講じる。
- ② 災害をまぬがれた貯蔵設備等の応急点検及び必要な災害防止措置を講じる。
- ③ 毒物・劇物による保健衛生上の危害を生じる災害発生時の中和、消火等の応急措置及び緊急連絡、要員、資材確保等活動体制を確立する。
- ④ 施設周辺の市民の避難措置を講じる。

第5 サリン等による人身被害対策

1 活動体制

市は、市域に人身被害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合においては、法令、県地域防災計画及び本計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体の協力を得て、応急対策の実施に努める。

2 応急措置

(1) 原因解明

人身被害発生直後は、原因物質の特定が不可能な状況が予想されるため、通報を受けた防災関係機関は次の体制により、迅速、確実な原因解明に努め、応急措置の速やかな実施に努める。

(2) 情報収集

市は、市域内に人身被害が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、事故災害応急対策に関して市がすでに措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告する。

その他の基本事項、情報の収集、報告等の責務は、「震災対策編 第2章 第1節」に準じて行う。

(3) 立ち入り禁止等の措置

警察及び消防機関は、法令の定めるところにより人身被害に関わる建物、車両、その他の場所への立ち入りを禁止し、またこれらの場所にいるものを退去させる。

(4) 救出、救助

市は、消防機関を主体とした救出、救助活動にあたる。

特殊な災害に対処するために、特別の必要があると認められる場合には、消防庁長官の指示による緊急消防援助隊の特殊災害中隊(毒劇物等対応小隊)及び自衛隊派遣により対処する。

(5) 医療救護

県は、迅速かつ的確な医療救護措置を講じられるよう市、その他の関係機関と緊密に連携協力して医療救護活動を実施する。

(6) 救急搬送

県は、人身被害の応急措置に際して、傷病者の緊急搬送にヘリコプターを必要とする場合には、県防災ヘリコプターやドクターヘリにより行うこととするほか、必要に応じ自衛隊に対し要請する。

(7) 汚染除去

知事は、県内に人身被害が発生した場合、自衛隊に汚染除去を要請する。

(8) 避難誘導

市長は、被害拡大のおそれがあると認められたときは、必要に応じて被害現場周辺の市民に対して避難指示及び避難誘導を実施する。避難誘導については、「震災対策編 第3章 第5節」に準じて行う。

第3節 放射性物質事故災害対策

放射線関係事故の発生要因としては、核燃料物質等の輸送中の事故、医療機関等の放射性同位元素使用施設における火災等が想定される。

さらに、福島第一・第二原子力発電所、東海第二原子力発電所、柏崎刈羽原子力発電所及び浜岡原子力発電所といった、本市から比較的近い場所に立地している原子力発電所においては、これらの施設、発電所において、核燃料物質・放射性同位元素等（以下「放射性物質」という。）が大気中に飛散する等の事故（以下「放射線関係事故」という。）が発生した場合の影響の甚大性を考慮し、その迅速かつ円滑な対応を図る。これらの対策を講ずる場合にあっては、国・県などが行う主体的な対策と綿密に連携し行う。

第1 災害予防

1 放射性物質取扱施設の把握

市は、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱施設の箇所、所在地及び取扱物質の種類等の把握に努めるものとする。

2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

（1）情報の収集・連絡関係

① 情報の収集・連絡体制の整備

市は、国、県、関係市町村、警察、消防機関、放射性物質取扱事業者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備するものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

② 通信手段の確保

市は、放射線関係事故発生時における緊急情報連絡を確保するため、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図るものとする。

（2）災害応急体制の整備

① 職員の体制

放射性事故が発生した場合の職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じて応急活動のためのマニュアルを作成し、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、関係機関との連携等について、職員に周知を図る。

② 防災関係機関の連携体制

応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、関係機関との連携を強化しておくものとする。また、放射線に関する専門的な知識を必要とする場合もあるため、市は必要に応じて専門家の助言が得られるよう、県その他の関係機関との連携を図るものとする。

(3) 緊急被ばく医療体制の整備

市は、県があらかじめ把握する放射線被ばくによる障害の専門的治療に要する医療機関等との連絡体制を整備しておくものとする。また、放射線事故が発生した際に、必要に応じて周辺住民及び他市からの避難住民等に対する健康調査等を実施できるよう、あらかじめ市内の検査体制の整備や医療機関における検査体制の把握をしておくものとする。

<表—二次被ばく医療機関及び三次被ばく医療機関（関東）>

区分	医療機関名	所在地	連絡先
二次被ばく 医療機関	北里大学病院救命 救急センター	神奈川県相模原市北里 1-15-1	042-778-9300
	茨城県立中央病院	茨城県笠間市鯉淵 6528	0296-77-1121
	水戸医療センター	茨城県東茨城郡茨城町桜の郷 280	029-240-7711
三次被ばく 医療機関	放射線医学総合研究所	千葉県千葉市稲毛区穴川 4-9-1	043-206-3189

(4) 防護資機材の整備

市及び消防機関は、放射線関係事故に備えて、救急・救助活動に必要な放射線防護資機材の整備に努めるものとする。

(5) 放射線量等の測定体制の整備

市は、放射線関係事故が発生した場合に放射線量等を測定する体制を整備するものとする。

(6) 避難所の指定及び避難収容活動への備え

① 避難所の指定

市は、放射線関係事故が発生した場合の避難所をあらかじめ検討・指定するとともに市民に周知徹底する。

② 避難誘導

市は、放射性物質事故発生時に、高齢者、障害者等の要配慮者及び放射線の影響を受けやすい乳幼児、児童、妊婦等の適切な避難誘導を図るため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導體制の整備に努めるものとする。

(7) 飲料水の供給体制の整備

市は、放射線関係事故の発生により飲料水が汚染された場合を想定し、飲料水の供給体制の整備に努める。特に、乳児に優先的な飲料水の供給を実施する場合は、国・県等と協働して実施する。

(8) 住民相談窓口の整備

市は、住民等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ整備するものとする。

(9) 広報体制の整備

市は、放射線関係事故発生時に、迅速かつ円滑に災害広報を実施できるよう、報道機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備する。

(10) 防災教育・防災訓練の実施

① 防災関係者の教育

市は、応急対策活動の円滑な実施を図るため、必要に応じて防災関係職員に対し、以下の事項についての教育を実施するものとする。

- ア 放射線及び放射線物質の特性に関すること。
- イ 放射線防護に関すること。
- ウ 放射線による健康への影響に関すること。
- エ 放射線関係事故発生時に市がとるべき措置に関すること。
- オ 放射線関係事故発生時に住民がとるべき行動及び留意事項に関すること。
- カ 防災対策上必要な設備機器についての知識に関すること。
- キ その他必要と認める事項

② 住民に対する知識の普及

市は、放射線事故の特殊性を考慮し、住民に対して平常時より防災対策に関する事項についての広報を行うものとする。広報の主な内容については、以下のとおりとするものとする。

- ア 放射線及び放射性物質の特性に関すること。
- イ 放射線防護に関すること。
- ウ 放射線による健康への影響に関すること。
- エ 放射線関係事故発生時に市がとるべき措置に関すること。
- オ 放射線関係事故発生時に住民がとるべき行動及び留意事項に関すること。
- カ その他必要と認める事項。

③ 訓練の実施と事後評価

市は、総合的な防災訓練を実施するに当たり、放射線関係事故も考慮して訓練を実施するものとする。また、訓練後には、専門家等を活用した評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

第2 核燃料物質等輸送事故災害対策計画

核燃料物質等輸送車及び原子力発電所等の放射性物質取扱施設において放射線関係事故が発生した場合、市は迅速に、県に対して通報を行うとともに、事故の状況に応じて国や県と連携し、救急・救助や交通規制を実施する。

また、国や県と連携を密にし、専門家等の指示に従い、国が実施する措置が迅速かつ適切に実施できるよう定める。

1 輸送事故発生直後の情報の収集・連絡

(1) 事故情報の収集・連絡

① 核燃料物質等輸送時の事故情報等の連絡

原子力事業者（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）（以下「原災法」という。）第2条第1項第3号に定める者。以下「事業者」という。）の原子力防災管理者は、核燃料物質等（原子力基本法第3条第2号に定める物質及びそれに汚染された物質）輸送中に核燃料物質等の漏洩等の事故が発生し、それが「特定事象（原災法第10条前段の規定に基づき通報を行うべき事象）」に該当する事象である場合、直ちに原災法施行規則に定める「第10条通報」様式により、また、その後は以下の事項について、最寄りの消防機関、最寄りの警察署に通報するとともに、県、事故（事象を含む）発生場所を管轄する本市及び安全規制担当省庁などに通報する。

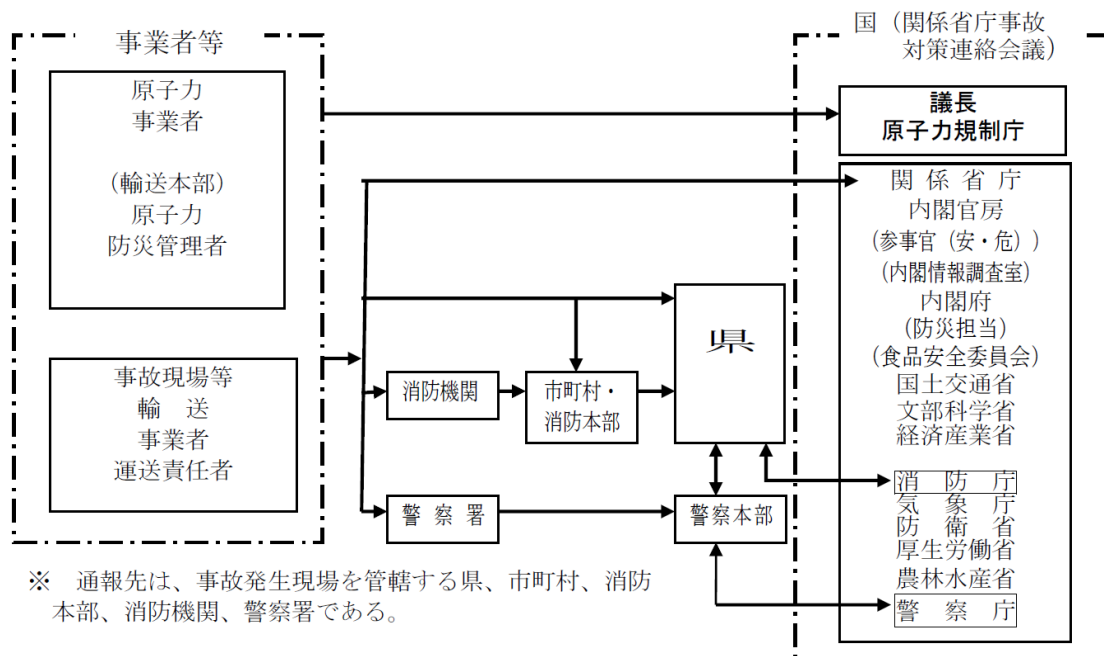
- ① 特定事象発生 の場所及び時刻
- ② 特定事象の種類
- ③ 検出された放射線量、放射性物質の状況及び放出状況
- ④ 気象状況（風向・風速など）
- ⑤ 周辺環境への影響
- ⑥ 輸送容器の状態
- ⑦ 被ばく者の状況及び汚染拡大の有無
- ⑧ 応急措置
- ⑨ その他必要と認める事項

市は、事業者などから受けた情報について、県、安全規制担当省庁、道路管理者、警察・消防など関係機関等との間で、情報の交換などを行う。

② 核燃料物質等輸送時の事故情報の収集・連絡系統

核燃料物質等輸送時の事故情報の収集・連絡系統は以下のとおりとする。

< 図一 放射性物質輸送時の事故情報の収集・連絡系統 >



※通報先は、事故発生現場を管轄する県、市、消防本部、消防機関、警察署である。

③ 応急対策活動情報の連絡

事業者の原子力防災管理者は、県、市及び国に対し、応急対策の活動状況等を連絡する。

市は、県に応急対策の活動状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

また、県は、県が実施する応急対策の活動状況等を市に連絡するとともに、国などに、応急対策の活動状況等を随時連絡する。

(2) 通信手段の確保

市は、事故発生直後直ちに事故情報連絡のための連絡体制を確保するものとする。

2 活動体制の確立

(1) 市の活動体制

市は、事故の状況に応じて速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制及び災害対策本部等の設置等、必要な体制をとるものとし、機関相互の連携を図るものとする。

(2) 消防機関の対応

核燃料物質等輸送事故の通報を受けた消防機関は、直ちにその旨を消防庁及び県に報告するとともに、事故災害の状況把握に努め、状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助・救急等の必要な措置を講じる。

<警戒区域の設定に係る留意事項>

- ・警戒区域（応急対策を行うために必要な区域）として、原子力事業者が立入制限を行った事故発生現場の半径15m以内の立入制限区域を含め、道路上で事故発生現場の前後概ね100mを確保する。

(3) 消火活動

消防機関は、核燃料物質輸送中において火災が発生した場合は、事業者等からの情報や専門家等の意見をもとに、消火活動方法の決定及び活動中の安全性を確保し、事業者等と協力して迅速に消火活動を行うものとする。

(4) 原子力緊急事態宣言発出時の対応

原子力災害対策特別措置法第15条に規定する原子力緊急事態に至った場合、国は原子力緊急事態宣言を発出して、原子力災害対策本部及び現地災害対策本部を設置することから、市は災害対策本部を設置し、原子力災害合同対策協議会の構成員として出席するとともに、必要に応じて、(5)以下の措置を講ずるものとする。

なお、内閣総理大臣の原子力緊急事態解除宣言がなされたとき、若しくは原子力災害の危険性が解消されたと認めるときは、災害対策本部を廃止するものとする。

(5) 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

① 緊急輸送活動

市は、県と連携し、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行うものとする。

傷病者の搬送は、放射性物質に関する知識を有する者が傷病者の放射性物質の被ばく状況を確認し、二次汚染を防止する処置を施し、安全が確保された後搬送する。

② 交通の確保

道路管理者は、警察と連携し、関係機関等からの情報などにより、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。

(6) 退避・避難収容活動など

① 退避・避難等の基本方針

市は、原子力災害対策特別措置法に基づき内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、内閣総理大臣から屋内退避又は避難に関する指示があったとき又は核燃料物質等からの放射線の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、「屋内退避」又は「避難」の指示の措置を講じるものとする。

これらの屋内退避、避難等の措置についての指標は次の表のとおりである。この場合、放射線の影響を受けやすい「乳幼児、児童、妊婦等」及びその付添人を優先し、さらに高齢者、障がい者、外国人、その他要配慮者にも十分に配慮する。

＜表—屋内退避及び避難等に関する指標＞

屋外にいる場合に予想される被ばく線量 (予測線量当量)	防護対策の内容 (注)	
外部被ばく実行線量	種 別	
10～50mSv	屋内退避	住民は、自宅等の屋内へ退避。退避の際は、窓を閉め気密性に配慮する。
50mSv 以上	避 難	コンクリート建物への退避又は避難対象区域外への避難。

出 典：原子力安全委員会「原子力施設等の防災対策について」

(注) 防護対策の内容は以下のとおりである。

屋内退避：自宅等の屋内に退避することにより、その建物の持つ遮蔽効果及び気密性によって放射線の防護を図る。

避 難：放射線被ばくをより低減できる地域に移動するものとする。

② 警戒区域の設定

ア 警戒区域の設定

市長は、事業者の原子力防災管理者からの事故報告、緊急時モニタリングの結果、専門家の助言に基づき、予測線量当量が前表に掲げる線量に達するか、又は達するおそれがあると予測される地域について、屋内避難、避難を行う区域（警戒区域）を指定するものとする。

なお、警戒区域の設定についての基本的な考え方は、次のとおりである。

- 核燃料物質等輸送事故災害現場を中心とした円形（現場が帯状であった場合は楕円形）半径 15m とする。

イ 市町村長への屋内退避・避難等の実施の指示

市長は、警戒区域を設定した場合は、関係市町村長に通知するとともに、必要な屋内退避、又は避難の措置を各地域住民に講じるよう指示等するものとする。

ウ 関係機関への協力の要請

市長は、警戒区域を設定したときは、警察、その他の関係機関に対し、協力を要請するものとする。

③ 退避・避難等の実施

市長は、屋内退避対象地域の市民に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示をするものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得たうえで、退避所又は避難所を開設する。

この避難誘導に当たっては、乳幼児、児童、妊産婦、高齢者、障害者等とその付添人の避難を優先し、必要に応じて車両等による搬送等の措置を講ずるものとする。

④ 避難所の管理運営

市は、避難所の開設にあたっては、情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等について、避難者、市民、自主防災組織、自治会等の協力が得られるよう努め、円滑な運営管理を図るものとする。

また、避難所ごとに、避難者の早期把握に努めるとともに、避難所の良好な生活環境の維持に努めるものとする。

⑤ 要配慮者（高齢者・障がい者等）への配慮

市は、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等に関する避難誘導や避難所生活に十分配慮するものとする。特に、高齢者、障がい者の避難場所・避難所での健康状態の把握に努めるとともに、健康管理対策に努めるものとする。

⑥ 市民への的確な情報伝達活動

ア 周辺住民への情報伝達活動

市及び防災関係機関は、核燃料物質等事故・災害の状況、安否情報、交通施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供するものとする。

また、情報提供にあたっては、掲示板、広報紙、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障がい者、外国人等といった要配慮者に対して十分に配慮するものとする。

イ 市民への的確な情報の伝達

市は、市民に対し、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達するものとする。

ウ 市民等からの問い合わせへの対応

市は、必要に応じ、速やかに市民等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置体制等を整備するものとする。また、効果的・効率的な情報の収集・整理並びに提供に努めるものとする。

(7) 各種規制措置と解除

① 飲料水・飲食物の摂取制限

市は、警戒区域を設定した場合など、事業者の原子力防災管理者からの事故の情報、緊急時モニタリングの結果及び国の指導、助言又は指示に基づき、必要に応じ、当該区域等における飲料水・飲食物の摂取制限を行うものとする。

<表—飲食物摂取制限に関する指標>

対象	放射性セシウム
飲料水	10 ベクレル/キログラム以上
牛 乳	50 ベクレル/キログラム以上
一般食品	100 ベクレル/キログラム以上
乳児用食品	50 ベクレル/キログラム以上

② 農林畜産物の採取及び出荷制限

市は、国の指導・助言及び指示に基づき、県が農林水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林水産物の採取、出荷制限等の措置を行った場合又は市にこれらの措置を指示した場合は、これに協力する。

③ 解除

市及び防災機関等は、環境モニタリング等による地域の調査等が行われ、問題がないと判断された後は、国及び専門家の助言を踏まえて、交通規制、避難・退避の指示、警戒区域、飲料水・飲食物の摂取制限などの各種制限措置の解除を行うものとする。又は原子力緊急事態宣言解除宣言があったとき、各種制限措置の解除を行うものとする。

(8) 被害状況の調査等

① 被災住民の登録

市は、原則として避難場所・避難所に収容した住民の登録を行うものとする。

② 被害調査

市は、次に掲げる事項に起因して被災地の市民が受けた被害を調査するものとする。

- ア 退避、避難等の措置
- イ 立ち入り禁止措置
- ウ 飲料水、飲食物の制限措置
- エ その他必要と認める事項

③ 放射線量の測定

市は、放射線関係事故が発生した場合に、県モニタリングポストから情報収集を行うとともに、市内各地点、特に市民の日常生活に密着する場所で、放射線量の状況を把握するものとする。

また、飲料水や農産物等の安全性を確保するとともに風評被害を防ぐため、必要に応じて放射性物質の測定を実施し、市民に迅速かつ的確な情報を提供するものとする。

(9) 市民の健康調査

市は、退避・避難した地域住民に対して、必要に応じ、避難所、保健所、医療機関等において健康調査等を実施し、保健所に健康相談の窓口を開設し、市民の健康維持と民心の安定を図るものとする。

また、緊急被ばく医療が必要と認められる者に対しては、本節の第1 「災害予防」「2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え」において把握されている医療機関と連携を図り、収容等を行うものとする。なお、この場合において、搬送等を行う場合は、二次汚染に十分配慮し、実施するものとする。

第3 放射性物質取扱施設事故対策計画

核燃料物質及び放射性同位元素の取扱施設における事故時の対応は次のとおりとする。

1 事故発生直後の情報の収集・伝達

(1) 事故発生直後の情報の収集・連絡

① 放射性物質取扱施設での事故情報等の連絡

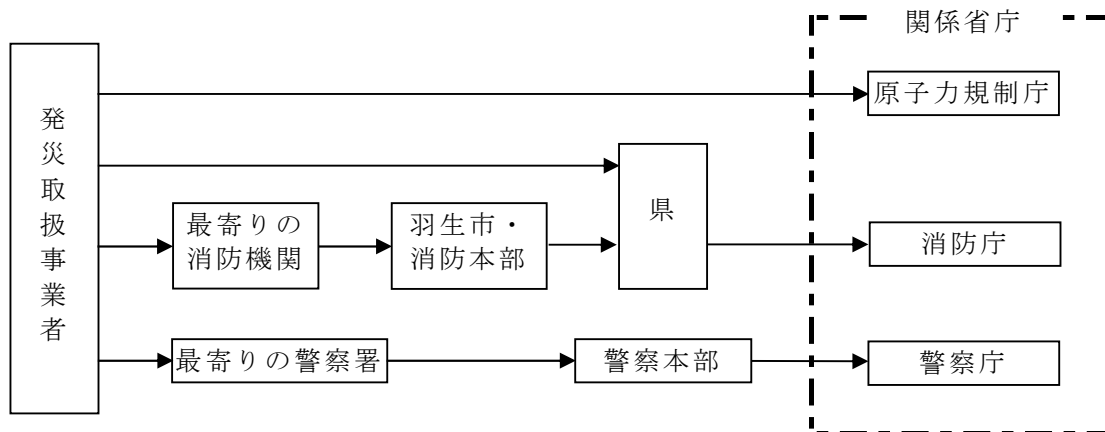
放射性物質取扱事業者は、施設において、何らかの要因による放射性物質の漏洩等の事故が発生した場合は、速やかに以下の事項について、市、県、警察、消防及び国の関係機関に通報するものとする。

- ア 事故発生の時刻
- イ 事故発生の場所及び施設
- ウ 事故の状況
- エ 気象状況（風向・風速）
- オ 放射性物質の放出に関する情報
- カ 予測される災害の範囲及び程度等
- キ その他必要と認める事項

② 放射性物質取扱事業所の事故情報の収集・連絡系統

放射性物質取扱事業所の事故情報の収集・連絡系統は次のとおりとする。

<図—放射性同位元素取扱事業所での事故発生の場合に係る連絡系統>



③ 応急対策活動情報の連絡

放射性物質取扱事業者は、市、県及び国に対し、応急対策の活動状況等を連絡するものとする。

市は、県に応急対策の活動状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

(2) 通信手段の確保

県及び市等の防災関係機関は、事故発生直後直ちに災害情報連絡のための連絡体制を確保するものとする。また電気通信事業者は、県及び市等の防災関係機関の通信の確保を優先的に行うものとする。

2 活動体制の確立

市は、県と連携し、「第3節 第2の2 活動体制の確立」に準じ、活動体制の確立を図る。

第4 原子力発電所事故対策計画

本編の「第1章 第3節 第2の2 (4)～(9)については、本項目(第4 原子力発電所事故対策計画)にも準用する。ただし、警戒区域の設定の範囲については、県及び市による放射線量の測定結果を踏まえ検討を行う。

1 放射線量等の測定体制の整備

(1) 校庭等における空間放射線量の測定体制の整備

市は、市民の日常生活に密着する校庭等の公共施設で、空間放射線量を測定し、地域の放射線量の分布を把握し、公表する。

(2) 飲料水、農畜産物等の放射性物質測定体制の整備

市は、飲料水、農畜産物等の安全性を確保するため、「原子力災害対策指針」(令和元年7月、原子力規制委員会)及び国等が定める環境放射線モニタリングに係る指針等に基づき、国・県と緊密な連携を取りながら、飲料水、農畜産物等の測定を実施し、市民に迅速かつ的確な情報を提供するとともに、必要に応じて摂取制限等を行う。

第4節 道路事故対策

市内には東北縦貫自動車道路や国道122号及び125号が走り、交通の要衝としての機能を果たしている。

東北縦貫自動車道路は、都心と東北方面を結ぶ広域幹線道路で、様々な交通がある。

こうした道路で、大規模な交通事故等により多数の死傷者が発生した場合や、タンクローリー等危険物を積載する車両の事故等による爆発や有毒ガス等が流出した場合には、市は、被害の軽減と二次災害の防止等を図るため、情報の収集、広報、避難、救出、救助等の活動を円滑に実施する。

なお、各応急活動においては、「風水害対策編」、「震災対策編」に準じて実施する。

第1 事故等の予防措置

道路管理者は、定期的に危険箇所をあらかじめ調査・把握し、道路施設等の防災対策を行う。

大雨等の異常気象による事故の発生を防止するため、異常気象時通行規制区間及び特殊車両通行規制区間として事前に設定し、交通関係者並びに地域市民や道路利用者に広報する。

また、異常気象時に道路パトロールを実施し、危険箇所を把握し、事故防止のための予防対策を図る。

第2 応急対策

1 活動体制の確立

大規模な道路事故が発生した場合、市、県、道路管理者は、関係機関と連携し、事故災害応急対策を実施するための活動体制を確立する。

市及び県は、被害の状況により必要な場合においては、災害対策本部、現地災害対策本部を設置して対応する。

道路管理者

地域振興課
消防本部
関係各課

2 情報の収集・報告等

(1) 市の対応

大規模な道路事故により被害が発生した場合、市は、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、市が実施した応急対策及び今後の措置に関する事項について、県に報告する。

(2) 県の対応

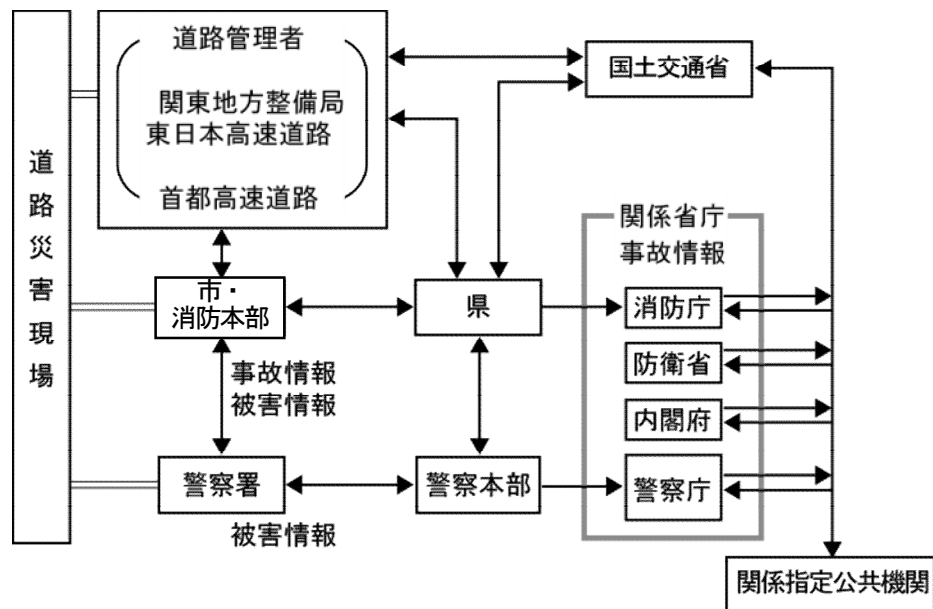
大規模な道路事故が発生した場合、県は、被害状況の把握を行う。必要に応じて、県防災ヘリコプターの活用、現地調査班による現地調査を行う。

収集した情報は、映像電送システム等を活用することにより、情報の共有化に努める。

(3) 警察の対応

警察は、現場情報を多角的に収集し、状況を的確に判断して必要な措置をとる。

< 図一 連絡体制（事故情報） >



関係各課

埼玉県

警察署

3 救出救助活動

市は、県及び消防機関、警察と協力して被害者の救出、救助活動を行う。

4 消火活動

市及び消防機関は、大規模な道路事故により、火災が発生した場合、人命の安全確保を最優先として消火活動を実施する。また、必要に応じて近隣市町に対し、消防相互応援協定等に基づき、応援要請を行う。

5 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

県及び市は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行う。

また、市及び警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

警察は道路管理者と連携を保ち、緊急輸送を確保するため、道路及び交通状況を迅速に把握し、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。

緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的に行う。

6 医療救護活動

市は、県及び関係機関と緊密に連携協力し、迅速かつ的確な救急搬送及び医療救護活動を実施する。

7 危険物の流出に対する応急対策

(1) 道路管理者

道路管理者は、危険物の流出が認められた場合、関係機関と協力し、直ちに除去活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

(2) 消防機関

消防機関は、危険物の流出が認められた場合、直ちに警戒線を設定し、避難誘導活動を行うものとする。

8 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、道路施設等の仮設等の応急復旧活動を行い、早期の道路交通の確保に努める。また、道路施設の応急復旧活動に際し、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。

警察は、災害により破損した交通安全施設の早期復旧を図るため、必要な措置を講ずる。また、災害発生後直ちに、被災現場及び周辺地域並びにその他の地域において、交通安全施設の緊急点検を実施するなど、必要な措置を講ずる。

9 被災者等への的確な情報伝達活動

県、市及び防災関係機関は、相互に連携を図り、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供する。また、県及び市は、市民に対し、道路災害の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達する。

情報提供に当たっては、掲示板、広報紙、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障がい者、外国人等といった要配慮者に対して十分に配慮する。

また、県及び市は、必要に応じ、発災後速やかに住民や関係者等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等の整備を図るとともに、効果的・効率的な情報の収集・整理並びに提供に努める。

10 道路災害からの復旧

道路管理者は、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を行う。復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明示する。

11 広報活動

放送事業者は、市、県、関係機関及び報道機関等と連携し、事故に関する情報を広報するとともに、周辺の規制状況等に関する情報の提供に努める。

第5節 鉄道事故対策

列車の衝突、脱線、転覆その他の事故により、多数の死傷を伴う鉄道事故が発生した場合、情報の収集、広報、避難、救出、救助等の活動を円滑に実施する。なお、各応急活動においては、「震災対策編」、「風水害対策編」に準じて実施する。

第1 活動体制の確立

1 鉄道事業者等の活動体制

鉄道事業者等は、事故発生後直ちにその所掌事務に係る事故災害応急対策を実施するとともに、関係機関への通報、人命救助、消火、被害拡大の防止措置、立ち入り制限等事故の状況に応じた応急措置を講じるものとする。

2 市の活動体制

市は、市域に鉄道事故が発生した場合、速やかにその被害状況と、すでに措置した応急対策及び今後の措置に関する事項について県に報告する。

3 県の活動体制

県は、県内に鉄道事故が発生した場合、必要に応じて鉄道事故対策における現地災害対策本部又は埼玉県危機対策会議を設置し、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の協力を得て、事故災害応急対策を速やかに実施する。

また、区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する事故対策の実施を支援するとともに、総合調整を行う。

第2 情報の収集・報告等

1 鉄道事業者等の対応

鉄道事業者は、鉄道事故が発生した場合、速やかに情報を収集し、適切な処置が実施できるよう、関係機関に必要な情報を提供する。

鉄道事業者
地域振興課
関係各課

鉄道事業者
地域振興課
関係各課

2 市の対応

鉄道事故により被害が発生した場合、市は、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、市が実施した応急対策及び今後の措置に関する事項について、県に報告する。

3 県の対応

県は、県内で鉄道事故が発生した場合、被害状況等の情報を収集するため、県防災ヘリコプターを活用するとともに、報道機関からの情報など多角的対応を図る。

収集した情報は、映像電送システム等を活用することにより、情報の共有化に努める。

第3 乗客及び周辺住民の安全の確保

1 乗客等の避難

鉄道事故により、乗客の生命に危険が及ぶ場合、事業者、警察及び消防機関は連携し、乗客の避難誘導を行う。なお、避難誘導の際には、高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者を優先して行う。

(1) 事業者等の対応

事業者等は、鉄道事故が発生した場合は、列車内又は駅構内等の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導する。

(2) 消防機関の対応

消防機関は、鉄道事故が発生した場合は、「鉄道災害における鉄道事業者と消防機関との連携に関する協定書」に基づき、事業者、警察機関と協力し列車内又は駅構内等の乗客等を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに現場一帯の立入り禁止等の措置を講じる。

2 災害現場周辺の市民の避難

鉄道事故が発生し、災害現場周辺の市民の生命財産に危害が及ぶ場合、市長、警察官等は、災害対策基本法第60条により避難指示を行う。

3 救出救助活動

市は、県及び消防機関と協力して被害者の救出救助活動を行う。

- ① 事故救急対策本部等、消防機関を主体とした救出救助活動にあたる。
- ② 協力者の動員を行う。

4 消火活動

鉄道災害は、多数の死傷者の発生が予想され、市街地での脱線、転覆等の場合には火災面積が広域に及ぶ危険性があるので、人命救助、救出活動を他のあらゆる消防活動に優先して実施するものとし、市は、消防機関を主体とした活動を支援する。

5 応援要請

市、県及び関係機関は、鉄道事故により大規模な被害が発生した場合、他の地方自治体、関係機関に応援を要請するとともに、県は自衛隊に災害派遣の要請を行う。

6 医療救護活動

消防機関及び医療機関は、関係機関と緊密に連携協力し、迅速かつ的確な医療救護活動を実施する。

7 広報活動

鉄道事業者は、市、県及び関係機関、報道機関等と連携し、事故に関する情報を広報するとともに、周辺の規制状況等に関する情報の提供に努める。

第6節 航空機事故対策

市域に航空機の墜落、衝突その他の事故により、多数の死傷者を伴う航空機事故が発生した場合に、市域を管轄し、又は管轄区域内の事故災害応急対策について責任を有する機関が迅速かつ強力に事故災害応急対策を推進し、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画に定める災害対策本部等の組織に必要な職員を動員配備して、その活動体制に万全を期するため定めるものとする。

第1 活動体制の確立

1 事業者の活動体制

事故機を所有する事業者は、航空機の墜落、衝突又は火災等の航空機事故が発生した場合、東京空港事務所に速やかに通報し、活動体制を確立する。

警察官又は消防職員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な処置を実施するものとする。

2 市の活動体制

市は、市域及び周辺に航空機事故が発生した場合、県及び関係機関と連携し、被害の拡大防止、広報、救出救助等の応急対策を実施するため、活動体制の確立を図る。

市は、被害の状況により必要な場合においては、災害対策本部、現地災害対策本部を設置して対応する。

3 県の活動体制

県は、県内に航空機事故が発生した場合、必要に応じて航空機事故対策における現地災害対策本部又は埼玉県危機対策会議を設置し、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の協力を得て、事故災害応急対策を速やかに実施する。

また、区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する事故対策の実施を支援するとともに、総合調整を行う。

第2 情報の収集・報告等

航空事業者
地域振興課
消防本部
関係各課

1 事業者の対応

事故機を所有する事業者は、航空機の墜落、衝突又は火災等の航空機事故が発生した場合、速やかに情報を収集し、適切な処置が実施できるよう、関係機関に必要な情報を提供する。

2 市の対応

航空機事故により被害が発生した場合、市は、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、市が実施した応急対策及び今後の措置に関する事項について、県に報告する。

3 県の対応

県は、県内に航空機事故が発生した場合、被害状況等の情報を収集するため、県防災ヘリコプターを活用するとともに、県職員及び航空機事故対策専門家からなる現地調査班を編成し、現地調査を行う。収集した情報は、映像電送システム等を活用することにより、情報の共有化に努める。

第3 乗客等の避難

航空事業者
地域振興課
消防本部
関係各課

1 乗客等の避難誘導

航空機事故により、乗客の生命に危険が及ぶ場合、事業者、消防機関は連携し、乗客の避難誘導を行う。なお、避難誘導の際には、高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者を優先して行う。

(1) 乗客等の避難

① 事業者の対応

事故機を所有する事業者は、航空機事故が発生した場合は、航空機内の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導する。

② 警察の対応

警察は、航空機事故が発生した場合は、事業者、消防機関と協力し航空機内の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに現場一帯の立入り禁止等の措置を講じる。

③ 消防機関の対応

消防機関は、航空機事故が発生した場合は、事業者、警察と協力し航空機内の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに現場一帯の立入り禁止等の措置を講じる。

2 災害現場周辺の市民の避難

航空機事故が発生し、災害現場周辺の市民の生命財産に危害が及ぶ場合、市長は、災害対策基本法第60条により避難指示を行う。

3 救出救助活動

市は、県及び消防機関と協力して被害者の救出救助活動を行う。

- ① 事故救急対策本部等、消防機関を主体とした救出、救助活動にあたる。
- ② 協力者の動員を行う。

4 消火活動

航空機事故災害は、市街地に墜落した場合には火災面積が広域に及ぶ危険性があり、集団的死傷者の発生が予想されるので、市は、消防機関等と連携し人命の安全確保を最優先として消火活動を実施する。

5 応援要請

市、県及び関係機関は、航空機事故により大規模な被害が発生した場合、他の地方自治体、関係機関に応援を要請するとともに、県は自衛隊に災害派遣の要請を行う。

6 医療救護

消防機関及び医療機関は、県と緊密に連携協力し、迅速かつ的確な医療救護活動を実施する。

7 広報活動

航空事業者は、市、県及び関係機関、報道機関等と連携し、事故に関する情報を広報するとともに、周辺の規制状況等に関する情報の提供に努める。

第2章 風水害・地震以外の自然災害対策

第1節 農作物等災害対策

本市では、米麦のほか、きゅうり、なすなどが栽培され都市近郊型農業が展開されている。

農業は気象の影響を受けやすく、異常気象や病虫害による農作物被害の防止、風水害による農地・農業用施設の損壊や農作物等に被害を生じる事態が発生した場合の対策が求められる。

第1 予防対策

農政課

1 技術指導

異常気象による被害や病虫害による被害を最小限に防止し、農業経営の安定を図るため、県農林振興センターや農協など農業関係機関と連携し、防除体制及び防除技術の強化に努める。

市は、凍霜害、暴風雨、豪雨、降雹（ひょう）、降霜、干ばつ、低温、降雪等による農作物被害が発生した場合は、関係機関と連携し、被害後の技術対策等の指導をする。

また、異常気象時の被害防止措置、病虫害発生時の被害の拡大防止等の技術指導を行い、農業被害の防止軽減に努める。

さらに、市は、畜舎等の建設・改築時には、災害に対応をするよう指導推進する。また、飼料作物の栽培については、適期播種・追肥・収穫を指導推進する。

2 情報の収集・伝達

市は、気象に関する情報を収集し、必要に応じて防災行政無線等により、農業関係機関、生産者等に伝達し、農業被害の防止・軽減に努める。

また、農業関係機関と連携し、病虫害に関する情報の収集及び提供に努める。

3 被害の報告体制の整備

農業被害が発生した場合に市が早期に被害状況等を把握できるよう、農業関係機関、生産者等との連携を強化するとともに、被害に関する報告体制の整備に努める。

第2 応急対策

農作物等災害では、農業生産基盤、養殖施設等施設被害のほか、畜産飼料の入荷途絶による家畜被害、燃料、電気の途絶による施設園芸等のハウスや作物被害といった間接的な被害が予想される。

このため、市及び県、各関係機関は、相互に連携を保ちながら、被害を最小限にとどめるため、的確な対応を行う。

1 農業施設

農地・農業用施設に係る二次災害を未然に防止するため、安全性の点検・応急復旧を実施するとともに、必要に応じ管理施設・機器等の緊急整備を行う。

二次災害による被害の拡大を防ぐため、災害発生直後における十分な施設の点検・現地調査を行い、被害状況を把握する。

農地・農業施設が被災した場合、被害の拡大を防止するための措置と緊急災害復旧工事を実施する。特に、災害応急対策上の拠点施設等重要な施設については、速やかな応急復旧を行う。二次災害の防止のための施設等の使用規制については、関係機関と密接な連絡をとり実施する。

2 農産物

農業関係団体等は、農業災害に係わる応急対策を行う。市は、病虫害防除・応急技術対策・営農用資機材の確保等の農業災害に係わる応急対策を実施する。

第2節 竜巻等突風災害対策

住家が密集した市街地で竜巻が発生すると、看板や屋根瓦の破片など多様な飛散物が発生し、住家の窓ガラスが割れる被害や、老朽住宅では庇（ひさし）や屋根が飛ばされるなどの被害が想定される。耐火建築物である学校においても、教室や体育館の窓ガラスが割れる被害が出ると予想される。

竜巻の規模によっては、電柱の傾斜や折損、電線の垂れ下がりといった被害も発生し、停電や通信回線の途絶が起きる。

竜巻等が発生するおそれが高まったとき、気象庁は竜巻注意情報を発表する。竜巻注意情報は、竜巻発生確度ナウキャストで発生確度2が現れた地域に発表しているほか、目撃情報が得られて竜巻等が発生するおそれが高まったと判断した場合にも発表され、有効期間は発表から約1時間である。竜巻発生確度ナウキャストは、竜巻等の激しい突風が発生する可能性を、気象ドップラーレーダーなどから「竜巻が今にも発生する（または発生している）可能性の程度」を推定し、発生確度1及び2として表される。発生確度2となった地域で竜巻などの激しい突風が発生する可能性（予測の適中率）は7～14%、捕捉率は50～70%程度である。

こうした災害の特性及び越谷市や熊谷市といった近年の事例等を踏まえ、市民の安全を確保するための措置を講じる。

第1 活動体制

地域振興課
関係各課

竜巻等突風災害の態様は、特定の地域に限定されることが想定される。市は、災害が発生したときは、風水害対策編における緊急体制とし、災害現場の情報をもとに、配備体制や災害対策本部の設置等を検討する。

第2 予防対策

地域振興課

1 対応方針の準備

「竜巻」対策について関係機関との意見交換を行いつつ、当面の対応方針をあらかじめ決定し、明確にしておく。

2 情報伝達方法の確認

市民への情報伝達を行う場合に備え、伝達内容、具体的伝達文案、伝達時点、伝達対象、伝達手段をあらかじめ決定し、明確にしておく。

学校や社会福祉施設等については、伝達方法の充実を図る。

3 理解と啓発

竜巻注意情報や対処行動方法等、竜巻等突風について、職員への研修や市民への啓発を行う。

市民への啓発では、窓ガラス等に飛散防止フィルムを貼る、低コスト耐候性ハウス等を導入するなどの事前対策も周知する。また、学校等公共施設についても同様の事前準備の対応を検討する。

第3 応急対策

1 気象情報に対する注意

「竜巻」注意喚起を含む気象情報及び雷注意報が発表されたときには、気象の変化及び竜巻注意情報等のその後の防災気象情報の発表に注意する。

2 竜巻注意情報発表時の対応

竜巻注意情報が埼玉県に発表されたときには、気象の変化に注意するとともに、竜巻発生確度ナウキャストを確認する。

3 情報の伝達

多くの人が集まったり、安全確保に時間を要する学校、社会福祉施設、集客施設等の管理者に対し、既存の連絡体制や緊急速報メール等により情報伝達を行う。

4 注意喚起情報の伝達

市内において、気象の変化（「空が暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す」などの積乱雲が近づく兆し）がみられ、かつ、竜巻発生確度ナウキャストで、市域が「発生確度2」の範囲に入った場合には、市民に対し緊急速報メール等で情報伝達を行う。

5 竜巻発生情報の伝達

市内及び周辺において、竜巻が発生したことを確認した場合は、市民に対し防災行政無線等で情報伝達を行う。

情報伝達の内容は、竜巻の発生、市民の対処行動の2点について行う。

6 被害が発生した場合の対応

市は、竜巻等突風により生じたがれきや災害廃棄物について、集積場等からの収集運搬を迅速に実施し、早期の生活再建につなげる。また、竜巻等突風の被災者に対し、避難所を開設し、迅速に収容するとともに、家屋被害が発生した場合は、被災住宅の応急修理、応急住宅の供給を行う。

道路上にがれき等が飛散した場合、道路管理者は道路上のがれき等の障害物を迅速に処理し、交通に支障のない状態とする。

災害廃棄物が発生した場合には、「震災対策編 第4章 第2節 第2」を準用する。

第3節 火山噴火降灰災害対策

我が国は、地震国であるとともに火山国でもある。日本列島には111の活火山（平成29年6月現在・火山噴火予知連絡会）があり、いつどこで大きな噴火が起きるかわからない。平成26年9月に多くの登山者がいる中で突然に起きた御嶽山の噴火では50数名の犠牲者が発生した。

火山噴火は、火山の周辺地域が壊滅的な打撃を受けるとともに、噴出物の種類や量、気象条件によっては、100km以上の範囲にわたって火山灰が降り、その影響が数年という長期間にわたって続くことがわかっている。

過去の災害履歴から、本市に噴火による被害を及ぼすと想定される活火山は、浅間山と富士山がある。

浅間山は、天明3年（1783年）の噴火で、本市付近でも約3cmの降灰が記録されている。（1坪当たり6斗を換算）

なお、国の検討会（内閣府「大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループ」）報告では、火山灰の降灰により、一時、道路・鉄道・空港が使えなくなり、雨天の場合は木造家屋の倒壊や停電も起こると想定しており、本計画でも噴火による降灰災害に対応する。

被害想定項目	被害内容
健康被害	目・鼻・のど・気管支等に異常を生じることがある。呼吸器疾患や心疾患のある人々は、症状がさらに悪化するなどの影響を受ける可能性が高い。
物資被害	一時滞留者や人口の多い地域では、少量の降灰でも買い占め等により、店舗の食料、飲料水等の売り切れが生じる。道路の交通支障が生じると、物資の配送困難、店舗等の営業困難により生活物資が入手困難となる。
建物への被害	降雨時 30cm 以上の堆積厚で木造家屋が火山灰の重みで倒壊するものが発生する。体育館等の、屋根の勾配が緩い大型の建物は、積雪荷重を超えるような降灰重量がかかると損壊するものが発生する。5cm 以上の堆積厚で空調設備の室外機に不具合が生じる。
人の移動への被害	鉄道の運行停止とそれに伴う周辺道路の渋滞による一時滞留者の発生、帰宅・出勤等の移動困難が生じる。さらに、道路交通に支障が生じると、移動手段が徒歩に制限される。また、空路、海路の移動についても制限が生じる。
道路交通網の被害	乾燥時 10cm 以上、降雨時 3cm 以上の降灰で二輪駆動車が通行不能となる。当該値未満でも、視界不良による安全通行困難、道路上の火山灰や、鉄道停止に伴う交通量増等による、速度低下や渋滞が発生する。

被害想定項目	被害内容
鉄道被害	微量の降灰で地上路線の運行が停止する。大部分が地下の路線でも、地上路線の運行停止による需要増加や、車両・作業員の不足等により運行停止や輸送力低下が発生する。また、停電エリアでは地上路線、地下路線ともに運行が停止する。
電力被害	降雨時 0.3cm 以上で碍子の絶縁低下による停電が発生する。数 cm 以上で火力発電所の吸気フィルタの交換頻度の増加等による発電量の低下が生じる。
通信被害	噴火直後には利用者増による電話の輻輳が生じる。降雨時に、基地局等の通信アンテナへ火山灰が付着すると通信が阻害される。停電エリアの基地局等で非常用発電設備の燃料切れが生じると通信障害が発生する。
農作物被害	野菜等は 10 cm 以上、稲は 15 cm 以上、果実類は 20 cm 以上で 1 年間収穫できない。
森林被害	10 cm 以上の降灰があった範囲で被害が生じる。（降灰付着による幹の折損、生育不良や枯死等）
上水道被害	原水の水質が悪化し、浄水施設の処理能力を超えることで、水道水が飲用に適さなくなる、または断水となる。停電エリアでは、浄水場及び配水施設等が運転停止し、断水が発生する。
下水道被害	降雨時、下水管路（雨水）の閉塞により、閉塞上流から雨水があふれる。停電エリアの処理施設・ポンプで非常用発電設備の燃料切れが生じると下水道の使用が制限される。

第1 予防対策

地域振興課

1 情報の整理

我が国は火山列島であり、全国各地の火山活動に対する事例から、火山の噴火による降灰の影響をあらかじめ整理する。

2 対策の準備

市としては、道路・交通機関への降灰の影響を考慮して準備する。特に火山灰が道路に2cm程度積もった場合、除去の方法や必要な資機材、車両などを検討する。

3 住民への啓発

火山の噴火に伴う降灰については、本市域でもかつて経験したことのある災害であり、全国各地で現在も起きていることなどを知らせ、不必要なパニックにならないことなどを啓発する。

具体の情報については、国や報道機関による噴火警報・予報（噴火警戒レベルを含む。）、臨時の解説情報（火山活動の変化を観測した場合に臨時の発表であることを明記して発表する火山の状況に関する解説情報をいう。）、噴火速報、降灰予報等の火山防災情報等の解説を参考にする。

第2 応急対策

1 火山灰の除去

道路や鉄道の被害については、火山灰を的確に除去することで、被害を大幅に軽減することが可能である。そのため、火山灰除去の経験をもつ公共団体との広域的な応援体制がとれるよう検討する。

宅地に降った火山灰の除去については、所有者又は管理者が対応することを原則とするが、対応が困難な場合は、市が対応する。道路における火山灰除去については、道路管理者間で調整を行い、速やかな除去を行う。

2 農作物等被害の軽減

降灰による農作物等被害については、範囲も広くなることから、降灰中の応急対策は困難である。また、降灰後も長期にわたって被害が継続する可能性がある。

そのため、火山活動がおさまった段階における復旧・復興対策を検討する。

3 火山灰の回収・処分

宅地など各家庭から排出された火山灰の回収は、市が実施する。また、各事業者から排出された火山灰については、一時的仮置き場までの運搬は各事業者（各施設管理者）の責任において実施する。

市は、一般家庭が集めた灰を詰めて指定の場所に出すためのポリ袋（克灰袋）を配布する。用意が間に合わない場合は、レジ袋等を二重にして出す等、指定の場所への出し方を周知する。

第4節 雪害対策

平成26年2月14日から2月15日にかけての大雪では、秩父98cm、熊谷62cmなど積雪観測史上最高を記録した。

埼玉県内では、雪の影響により、山間部では1,000世帯以上が一時孤立し、主要道路も通行止めになったことから、自衛隊に除雪のため救援要請が行われ、秩父市など2市5町に災害救助法が適用された。

また、県内では積雪によるガレージの倒壊や道路路面凍結による交通事故及び転倒者の多発など死傷者が発生したほか、停電、物流途絶による燃料や物資の不足の事態となった。

鉄道では、東京方面からの帰宅者に大きな混乱が生じた。

たとえ数cmであっても、積雪があった場合には、道路交通や鉄道、ライフライン等の都市機能へ大きな影響が出るということが明らかになっている。

こうした経験を踏まえ、本計画では大雪（降雪及び積雪）による被害から交通、通信及び電力供給等の確保を図り、主として降雪時における都市機能を維持し、市民の日常生活の安定と産業経済の停滞の防止を目的として雪害対策を計画する。

第1 予防対策

地域振興課
建設課

1 道路交通の確保の備え

各道路管理者は、降雪時の緊急通行車両等の通行を確保するため、一般車両の通行規制に対する備えや放置車両及び立ち往生車両が発生した場合にそれらの移動を行うための訓練への参加、民間事業者等の連携・協力体制の整備に努める。

また、国や県と連携して、あらかじめ緊急通行車両の通行ルートを確認するため、連絡方法や道路啓開候補路線※等について情報の共有を図る。

市は、除雪・融雪資機材の保守点検、器材の確保・調達計画の策定など、除雪体制を整備する。

また、降雪により車が立ち往生し車中に取り残され、運転者が凍死したケースもあったことから、降雪時の交通規制の決定方法等についてあらかじめ準備する。

※道路啓開候補路線とは、道路啓開（通行ルートの確保）を優先的に実施する路線をいう。

2 雪害の危険性に関する周知

普段雪の少ない地域では、構造物の積雪に対する備えが十分ではないため、カーポートの倒壊や農業用ビニールハウスの下敷きで死傷するケースがあった。

市は、大雪の際には、簡易な構造物に過重な負荷がかかり倒壊の危険があること、道路の通行止め、公共交通機関の停止など普段の生活にはない状態が発生し、場合によっては生命が危険に及ぶことがあることなどについて、防災行政無線を活用しあらかじめ周知する。

3 市民による自助の取組

市民は、自分の身は自分で守るという自助の観点から、家屋等（カーポート、ビニールハウス等）の耐雪化、食料や飲料水等の備蓄、燃料の備蓄、除雪作業用品の準備・点検など自ら雪害に備えるための対策を講ずるとともに、市が実施する防災活動に積極的に協力する。

なお、除雪作業を行う際は、足元や周囲に気を配り、転落防止対策等を講じるとともに、転倒及び屋根雪の落下にも十分注意する。

雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、車両の運転者は車内にスコップやスクレーパー、飲食料及び毛布等を備えておくよう心がける。

市は、市民が行う雪害対策の必要性と実施する上での留意点などについて、十分な普及啓発を行う。

4 市民との協力体制の確立

積雪時における安全の確保及び雪害予防活動の推進のためには市民、事業者等の自主的な取組及び防災活動への協力が不可欠である。

市は、県と協力して大雪時の路上駐車禁止、マイカー使用の自粛、歩道等の除雪協力等について、普及啓発及び広報に努める。併せて、市民からなる地域コミュニティによる除雪を促進するとともに、ボランティア等地域外からも雪処理の担い手を確保する等の方策を講じる。

第2 応急対策

1 警報・注意報等の伝達

市及び関係機関は、「風水害対策編 第2章 第1節」に基づき、降雪に関する気象警報・注意報の把握・伝達に努める。

降雪に関する気象警報・注意報の種類は、「風水害対策編 第2章 第1節 第3の1（2）」を準用する。

なお、災害応急活動体制の施行に当たっては、気象庁が発表する気象特別警報・警報・注意報や予想降雪量などの情報のほか、積雪深についても考慮する。

2 市の除雪方針

市は、市が管理する道路のうち、防災活動拠点や駅と緊急輸送道路をつなぐ路線の除雪作業を優先して行うとともに、駅ロータリー及び公共施設の除雪を行う。

3 救出救助活動

市は、県や交通事業者と協力し、滞留車両の乗員保護や孤立地区の応急対策の実施及び支援を行う。

交通事業者は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、他の交通事業者と相互に連携の上で支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努める。

4 交通の確保

（1）道路交通の確保

市及び高速道路、国道、県道を所管する各関係機関は、相互協力の下、所管する道路における除雪体制を整備するとともに、降雪による交通規制の状況の周知を図る。また、緊急通行車両の通行を確保するため、放置車両や立ち往生車両があった場合には、必要に応じて移動を行う。

県および高速道路事業者は、道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図ることを目的に、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努める。

(2) 鉄道輸送の確保

鉄道輸送を確保するため、東武鉄道や秩父鉄道は、融雪用機材の保守点検、降雪状況に応じた除雪及び凍結防止のための列車の運転計画及び要員の確保について充実を図る。

5 ライフラインの確保

(1) 通信の確保

東日本電信電話(株)埼玉事業部は、降雪対策用設備、機材及び要員の確保等に努める。

(2) 電気供給の確保

東京電力パワーグリッド(株)は、降雪対策用設備、機材の保守点検及び要員の確保等について充実を図る。